

正

常務理事 事務長 課長 係長 係員

記入例

届出コード 処理区分 届書

健康保険 被保険者報酬月額変更届

事業所整理記号 豊 K M L 健康保険被保険者証の記号 227

社会保険労務士の提出代行者印

健康保険被保険者証の番号	① 被保険者の氏名	② 生年月日	③ 種別	④ 従前の標準報酬月額	⑤ 従前の改定月・原因
⑥ 算定対象月の報酬支払支払日数	⑦ 通貨によるものの額	⑧ 現物によるものの額	⑨ 合計	⑩ 3ヶ月の総計 ⑪ 平均額	⑫ 改定年月 ⑬ 平均額
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生年月日	種別	健康の従前 千円 厚年の従前 千円	※
501	健保 一郎	5 50 10 30 1	0 1 9 0	0 1 9 0	
支払基礎日数	前3月前 日 11 31	通貨によるもの 円	現物によるもの 円	円	備考
	前2月前 日 12 30	円	円	円	
	前1月前 日 1 31	円	円	円	
	の額	の額	合計	3ヶ月平均額	修正平均額
	293,216	0	318,533	862,896	27 2
			251,147	287,632	0
			293,216	0 2 8 0	0 2 8 0
				健康の改定 千円	厚年の改定 千円
				0 2 8 0	0 2 8 0
					送信

事業所所在地 東京都豊島区西大塚10-20-30
名称 株式会社 O△広告
事業主氏名 O△ 太郎
電話 03-3576-54XX



平成 27 年 2 月 2 日提出
受付日付印
社 保 委 員 等 の 検 印
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

副

健康保険 被保険者標準報酬改定通知書

記入例

事業所 整理記号	豊	K M L	健康保険 被保険者 証の記号	227					
健康保険被保険者証の番号	① 被保険者の氏名			② 生年月日	③ 種別	④⑦ 従前の標準報酬月額		⑤ 従前の改定月・原因	
④ 算定対象月の報酬支払支払日数	⑦ 通貨によるものの額			⑧ 現物によるものの額	⑨ 合計	⑩ 3ヶ月の総計	⑪ 改定年月	⑫ 備考	
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生	年	月	日	種別	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※
501	健保 一郎	5	50	10	30	1	0 1 9 0	0 1 9 0	年 月
支払基礎日数	前3月前 日	通貨によるもの	円	現物によるもの	円	合計	円	適用年月 年 月	備考
11 31	318,533	0	318,533	862,896	27 2	3月平均額	円	修正平均額	円
12 30	251,147	0	251,147	287,632	0	健康の改定 千円	厚年の改定 千円	※	送信
1 31	293,216	0	293,216	0 2 8 0	0 2 8 0	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※	送信
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生	年	月	日	種別	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※
支払基礎日数	前3月前 日	通貨によるもの	円	現物によるもの	円	合計	円	適用年月 年 月	備考
前2月前 日	円	円	円	円	円	3月平均額	円	修正平均額	円
前1月前 日	円	円	円	円	円	健康の改定 千円	厚年の改定 千円	※	送信
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生	年	月	日	種別	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※
支払基礎日数	前3月前 日	通貨によるもの	円	現物によるもの	円	合計	円	適用年月 年 月	備考
前2月前 日	円	円	円	円	円	3月平均額	円	修正平均額	円
前1月前 日	円	円	円	円	円	健康の改定 千円	厚年の改定 千円	※	送信
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生	年	月	日	種別	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※
支払基礎日数	前3月前 日	通貨によるもの	円	現物によるもの	円	合計	円	適用年月 年 月	備考
前2月前 日	円	円	円	円	円	3月平均額	円	修正平均額	円
前1月前 日	円	円	円	円	円	健康の改定 千円	厚年の改定 千円	※	送信
健康証番号(年金整理番号)	氏名	生	年	月	日	種別	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※
支払基礎日数	前3月前 日	通貨によるもの	円	現物によるもの	円	合計	円	適用年月 年 月	備考
前2月前 日	円	円	円	円	円	3月平均額	円	修正平均額	円
前1月前 日	円	円	円	円	円	健康の改定 千円	厚年の改定 千円	※	送信

事業所	〒 170 — 6722
所在地	東京都豊島区西大塚 10-20-30
名称	株式会社 ○△広告
事業主氏名	○△ 太郎
電話	03-3576-54XX

上記の通り標準報酬を決定したので通知します。
平成 年 月 日
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 理事長
(付記)
1. この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、社会保険審査官(地方厚生(支庁)ない)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省)内に審査請求できます。
なお、この地方の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、地方の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
2. この通知書を受け取ったらすみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

◎※印欄は、記入しないでください。
◎記入方法は4枚目に書いてありますから、よく読んでください。

〔記載例〕

この届書は、標準報酬月額改定を行う事由が生じた日から**10日**以内に提出してください。

届出コード		処 理 区 分		届 書	
2	2	1	※		
事業所整理記号		墨		ABC	
健康保険被保険者証の記号		227			
① 健康保険被保険者証の番号		① 被 保 険 者 の 氏 名		⑦ 生 年 月 日	
② 算定対象月の報酬支払支払日数		③ 報 酬 月 額		④ 従前の標準報酬月額	
⑦ 通貨によるものの額		⑧ 現物によるものの額		⑨ 合 計	
⑤ 3ヶ月の総計		⑥ 改定年月		⑩ 従前の改定月・原因	
⑥ 平均額		⑦ 平均額		⑪ 備 考	
⑦ 改定後の標準報酬月額		⑫ 作成原因		⑬ 適及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月	
健康証番号(年金整理番号)		氏名		生 年 月 日	
1		小島 一義		5 09 12 10	
種別		健康の従前		厚年の従前	
1		0 2 0 0		0 2 0 0	
年 月		年 月		年 月	
4 30		235,000		5,200	
5 31		235,000		5,200	
6 30		235,000		5,200	
総計		720,600		18 07	
3月平均額		240,200		修正平均額	
0 2 4 0		0 2 4 0		送 信	

（届書の説明）

この届書は、次の1および2のいずれにも該当したときに提出するものです。

- 昇給または降給により固定的賃金（基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。）に変動があったとき、または賃金体系に変更があったとき。
- 昇(降)給した月または賃金体系に変更があった月から引き続き3カ月間の各月の支払基礎日数が17日以上あり、3カ月間に受けた平均報酬月額から得られた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じたとき。

例 （4月昇給の場合）

4 月	5 月	6 月	7月から変更

（記入の方法）

- ①欄は、5昭・7平の該当する番号を記入します。
- ②欄は、該当する番号を記入します。
 - 1：坑内員以外の男子 2：女子 3：坑内員
- ④⑦欄の「健康の従前」と「厚年の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑤欄には、昇(降)給のあった月（前3月目）から引き続き3カ月（上記の例の場合は、4月（前3月目）、5月（前2月目）、6月（前1月目）、となります。）と、各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。

（注）月給者の場合は、その月の日数（給与計算締切日までの日数）、日給者の場合は、稼働日数
- ⑥欄には、各月に支払われた報酬のうち、通貨で支払われた額を記入します。

（注）報酬とは、賃金、給与、俸給、手当（残業手当、通勤手当なども含まれます。）、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑧欄には、各月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券（回数券）、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入します。

なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑨欄には、⑥欄＋⑧欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑩欄には、⑨欄（合計額）の総計を記入します。
- ⑪欄には、この届出により標準報酬月額が決定される年を記入します。

なお、決定される年が1桁の場合には、前に0を記入して2桁とします。
- ⑫欄には、⑩欄（総計）の額を、3で除して得た平均額を記入します。
- ⑬欄の「適及支払額」には、3カ月の間に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことにより数カ月分以上の昇給差額や、3カ月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
- ⑭欄の「昇(降)給差の月額」には、3カ月の間に2回以上の昇給が行われたような特殊な場合に、2回目以降の月の報酬月額うちの固定的賃金の差額を記入します。
- ⑮欄の「昇(降)給月」には、昇(降)給ま行われた年月を記入します。
- ⑯欄には、つぎの算式によって計算した額を記入します。

ただし、⑯欄の「適及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。

 - 適及分も遅払分の支払が行われたとき。

$$(\text{⑯欄の金額} - \text{⑯欄の「適及支払額」}) \div 3 = \text{⑯欄の金額}$$
 - 3カ月の間に2回以上の昇給があり、かつ適及分の支払が行われたとき。

$$\{(\text{⑯欄の金額} - \text{⑯欄の「適及支払額」}) + \text{⑯欄の「昇(降)給差の月額」またはひの2倍}\} \div 3 = \text{⑯欄の金額}$$
- ⑰欄の「健康の決定」と「厚年の決定」の欄には、⑰欄の金額（⑰欄に記載されている金額があるときは、⑰欄の金額を「標準報酬区分表」（健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条）にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。

なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては、前に0を記入して4桁とします。
- ⑱欄の備考には、次の事項を記入します。
 - ⑱欄に記入したときは、その現物名称
 - ⑱欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヶ月当りの平均支給額。

コンピュータにより届出を作成している場合は、必ず「コンピュータによる届書の作成要領」により行って下さい。